

群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会内規

	平成 27. 11. 2	制 定
改 正	平成 28. 3. 1	平成 29. 4. 1
	平成 29. 10. 10	令和 2. 6. 16
	令和 3. 4. 1	令和 5. 4. 1
	令和 6. 4. 2	

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会（以下「臨床倫理委員会」という。）規程第8条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、個別事例並びに本院としての方針の両レベルにおいて、倫理的・社会的・医学的観点から審議する。

- (1) 告知・説明に関すること。
- (2) 治療拒否に関すること。
- (3) 治療の差し控え・中止に関すること。
- (4) 主治医と関係診療科医師および患者家族間のみでの決定が困難あるいは適切でない
と判断する患者の治療方針に関すること。
- (5) 先進的で侵襲性の大きい医療行為に関すること。
- (6) 新規医療行為の実施に関すること。
- (7) 本院において標準的な治療として確立していない医療行為に関すること。
- (8) その他、臨床現場における倫理に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員が審議の対象となる高難度新規医療技術の提供等の申請を行った診療科に所属する場合は、当該委員は当該申請の審議から外れるものとする。

- (1) 臨床倫理委員会委員である病院長が指名する病院長補佐 3人
- (2) 医療の質・安全管理部長
- (3) 医薬品安全管理責任者
- (4) 医療機器安全管理責任者
- (5) 先端医療開発センター長
- (6) 各診療科及び中央診療施設等から選出された教員 若干人
- (7) 集中治療部から選出された教員 1人
- (8) 手術部から選出された教員 1人
- (9) 先端医療開発センターから選出された教員 1人
- (10) 看護部長が指名する副看護部長 1人
- (11) 医療の質・安全管理部に所属する看護師（医療安全担当看護師長） 1人
- (12) 看護部から選出された看護師長 1人
- (13) 薬剤部から選出された薬剤師 1人
- (14) 医療の質・安全管理部に所属する薬剤師 1人
- (15) 総務課長及び医事課長

(16) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第6号から第14号まで及び第16号の委員任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員の中から、臨床倫理委員会委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と判断した場合は、臨時に開くことができる。

2 臨時開催の要件は、原則として治療方針等について緊急で審議する必要がある場合とする。

3 委員長は、委員会で検討した結果、臨床倫理委員会を開催する必要があると判断した時は、速やかに臨床倫理委員会委員長へ連絡し、臨床倫理委員会の開催を要請する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を臨床倫理委員会に報告しなければならない。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、臨床倫理委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

1 この内規は、平成27年11月2日から施行する。

2 この内規施行後、最初に選出される第3条第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

1 この内規は、平成28年3月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に選出される第3条第3号、第4号、第6号、第7号及び第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月10日から施行する。

附 則
この内規は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。